

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第13号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年9月14日 23時00分ごろ	
発生場所	石川県 ^{ほくい} 羽咋市柴垣海岸 羽咋市所在の柴垣港第1防波堤灯台から真方位025° 2,600m付近 (概位 北緯36° 58.4' 東経136° 46.2')	
事故等調査の経過	平成24年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第二 ^{みき} 三喜丸、6.6トン	
船舶番号、船舶所有者等	IK2-5556（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	ソナー曲損	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、柴垣海岸沖において、船長が、椅子に腰を掛けて約9ノットの対地速力で自動操舵により魚群探索を行いながら航行中、居眠りに陥り、平成23年9月14日23時00分ごろ柴垣海岸に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	船長は、巻き網漁が終了後、稲刈りをして疲労が蓄積していたこと、及び風邪気味で薬を飲んでいただけにより、魚群探索中に眠気を感じた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、柴垣海岸沖において魚群探索を行いながら航行中、船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、柴垣海岸に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、操業と稲刈りによる疲労が蓄積したこと、及び風邪による薬を服用したことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、柴垣海岸沖において魚群探索を行いながら航行中、船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、柴垣海岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・疲労が蓄積していたり、風邪薬を飲んだ場合には、操船中はコーヒーを飲んだり、ガムをかんだり、顔を洗うなどして居眠りに陥らないよう注意すること。	